

社会教育主事・社会教育士養成の今後の方向性について

青山 鉄兵（文教大学）

1. 社会教育主事の養成の見直しの経緯

(1) 養成のあり方の見直しの背景

[社会教育主事の設置状況]

- ・ 必置のはずなのに低い設置率
 - 特に市町村において設置率が大きく減少
 - 配置人数も大きく減少
 - 背景には、派遣社会教育主事制度の終了(1998)、市町村合併、自治体の財政状況、講習受講の難しさ など
- ・ 全国市長会による必置義務廃止の要望（H24）

[社会教育主事の専門性や存在意義の見えにくさ]

- ・ 社会教育法のシンプルな規程（もともと「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるただし、命令及び監督をしてはならない。」だけ←社会教育法第9条の3）
- ・ 専門職採用はほぼなく、3～5年程度のキャリアが中心

[養成システムの課題]

- ・ 養成課程<講習 という状況
- ・ 4週間の受講負担
- ・ 社会教育主事資格への新たなニーズへの対応：指定管理者などの民間の受講生の増加

→こうした課題を養成カリキュラムの見直しを通じて改善していくことが目指された

→「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」及び

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（H25）を元に、国社研を中心に講習での養成カリキュラムの見直しに向けた議論がスタート

(2) 養成カリキュラムの見直しにあたって求められたこと

- ・ 社会教育主事の存在意義と専門性の明確化
- ・ 地域づくり/ネットワーク型行政の要としての社会教育行政のあり方
- ・ 受講負担の軽減（受講期間の縮小やICTの活用）
- ・ 専門性の汎用化への配慮
- ・ 新たな内容の追加（地域づくり、ファシリテーション、学校地域協働…）

- 主として市町村の社会教育主事を念頭においた議論
- 負担の軽減をしつつ、専門性を向上し、汎用性を高めながら固有の存在意義を強調する、という課題
- 議論が進む中で、
 - ①科目構成の変更（省令改正）を視野に入れる
 - ②大学での「養成課程も合わせて改正する
 - ③「社会教育士」称号に関する内容も含める
 など、より積極的な対応を目指すことに

(3) 社会教育主事講習等規程の一部改正（H30）

[主な変更点]

- ・「社会教育計画」「社会教育特講」の廃止と
「社会教育経営論」「生涯学習支援論」の新設（講習の単位数9→8）
- ・大学の養成課程における「社会教育実習」の必修化
- ・「社会教育士」の称号の付与（新カリキュラム修了者）

[主なポイント]

- ・社会教育行政の役割を「人づくり」と「地域づくり」の観点から整理
- ・直接的な学習支援の技法（ファシリテーション）の重視（主に「支援論」）
- ・地域づくりのためのコーディネート機能や経営的視点の重視（主に「経営論」）
- ・継続研修の重視
 - 社会教育特講の廃止と講習のスリム化への対応
 - 講習で身につけうる資質・能力を基礎的・限定的なものとして捉えた
 - 負担を軽減しつつ、専門性を高めるための対応

[「社会教育士」の称号付与の背景]

- ・有資格者の称号としての「社会教育士」
- ・発令されないと見えにくい専門性の可視化 →「有資格者」「主事経験者」への期待
- ・発令以外の応用の可能性（他分野、多様な職務形態への対応）

2. 制度改正以降の動向～社会教育人材部会の議論を中心に～

(1) 改正後の状況の変化

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増大と社会教育士の存在感の高まり
- ・講習実施主体の増加
- ・オンラインを活用した講習形態の多様化の実現（←新型コロナウイルス感染拡大）

(2) 社会教育人材部会における議論

[議論のポイント]

① 前提/目標としての社会教育の裾野の拡大

- ・ 地域コミュニティに資する社会教育の更なる強調
- ・ 学校教育との連携・協働
- ・ 教育以外の領域との連携・協働
- ・ 社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

→ 制度的/領域的に「社会教育」かどうか以上に、
学びや地域との関わり方が「社会教育的」かどうか重要な意味を持つ状況

② 「学びのオーガナイザー」としての社会教育人材の位置付け

- ・ 「学びのオーガナイザー」という発想（←H29調査研究協力者会議）
- ・ 社会教育主事・社会教育士を含めた社会教育人材全体を「学びのオーガナイザー」として把握
- ・ その上で、社会教育主事と社会教育士に求められる役割を整理

社会教育主事：地域全体の学びのオーガナイザー

社会教育士：各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー

→ 社会教育士の広がりをつまみ、社会教育士を有資格者の称号にとどまらず、
社会教育主事とは異なる役割や意義をもつ人材として社会教育士が位置付けられた

→ 社会教育主事制度を前提にその維持・改善を図る議論から、「学びのオーガナイザー」として社会教育人材を広く捉えた上で、その中に社会教育主事の役割や意義を位置付ける議論へ（→社会教育人材/社会教育行政の積極的再編）

③ 社会教育人材のエントリー条件としての社会教育主事講習/養成課程

- ・ 講習/養成課程：主事への任用を見据えた「社会教育人材のエントリー条件」
 - 実務経験を積むための基本的な内容に比重を置くこと
 - その後の継続的な研修等による段階的な人材養成の必要性

→ ① 社会教育士として活動するために必要な資質・能力の上に、

② 教育行政内の専門職として活躍するために必要な知識や経験を加えた2段階で
社会教育主事に求められる資質・能力を把握（※）

[具体的な提言内容]

◇ 養成に係る具体的な改善方策

- ア. 社会教育主事講習の定員拡大
- イ. 多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大
- ウ. 社会教育主事養成課程における取組
- エ. 講習・養成課程の更なる質の向上に向けた各機関の取組の共有
- オ. 社会教育主事講習の受講資格の明確化
- カ. 社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

◇ 活躍促進に係る具体的な改善方策

- ア. 社会教育主事の配置促進
- イ. 社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示
- ウ. 社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大
- エ. 社会教育人材のネットワーク化
- オ. 旧制度における受講者の社会教育士の称号取得の促進
- カ. 修了証書の在り方
- キ. 継続的な学習機会の確保

3. 今後の方向性について

[現状の課題・論点]

- a. 社会教育主事・社会教育士の双方にマッチした養成カリキュラムをめぐって
 - ・ 講習/養成課程の主たるターゲットは誰か？（cf.資格・講習の名称）
 - ・ 社会教育主事と社会教育士に求められる資質・能力の違いをどう踏まえるか
 - 現在の養成カリキュラムは社会教育行政での職務を前提とした内容
 - 上記（※）の中で、②を前提としたカリキュラムの中に①が含まれている状況
 - 社会教育士を目指す新たな受講層のニーズと講習内容のミスマッチ
 - 社会教育の裾野の拡大を踏まえにくい

- b. 社会教育行政の積極的再編と、従来の社会教育行政の枠組みの維持の両立をめぐって
 - ・ 社会教育士の活躍促進を、社会教育主事制度の必置規定等の社会教育行政の枠組みの弱体化につながらないようにする必要（特に社会教育行政が機能している地域で）
 - ・ 地域ごとの社会教育行政の状況の違いに配慮する必要
- 社会教育の裾野の拡大は、伝統的に社会教育の理想とされてきたことである一方で、そうした議論が、社会教育(行政)を軽視する議論と結びついてしまうリスクをどう考えるか

- c. 地域づくりと学びのバランスをめぐって
 - ・ 地域コミュニティに資する社会教育が目指される中で、学習やその支援が地域づくりのための手段として位置付くことをどう考えるか
 - ・ 社会教育以外の領域でも地域づくりが目指される中で、社会教育にこそできる地域づくりのアプローチは何かを考える必要

[具体的な改善策（案）]

- (1) 社会教育士としての資質・能力を土台とした、社会教育主事養成の実現するカリキュラム
 - ・ 社会教育士として汎用的な学び（と地域）を支援していくための内容（①）と、社会教育主事（社会教育行政における専門的職員）として地域全体の学びをオーガナイズするための内容（②）を整理する
 - ・ ①を学んだ上で、②を学ぶ形へと養成カリキュラム全体を見直す（ただし、①においても社会教育行政に関する学びは必要）
 - ・ 特に①については、社会教育以外の領域と組み合わせ可能な汎用的な資質・能力であることも重要

- (2) 社会教育士と社会教育主事の資格要件を整理し、「2階建て」の養成システムを構築
 - ・ ①を修了した人の資格（称号）として社会教育士を位置付け、①を修了した上で②を修了することを社会教育主事の任用資格として位置付ける
 - ・ ①（または②）を修了した上で、例えば「子ども・若者の学習支援」や「地域と学校の協働」「障がいのある人の学習支援」等の他の「2階」を構想することも可能